

阿久比町監査公表第8号

平成26年8月21日付けで提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年10月17日

阿久比町監査委員 関 又 男
阿久比町監査委員 勝 山 制

記

第1 請求の受理

本件住民監査請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成26年8月21日、これを受理した。

第2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年9月25日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

第3 請求の趣旨

請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

- 1 町道5026号線内に阿久比町大字矢高字仲組51番地3の土地の一部が存在することを確認するため、地権者が半田簡易裁判所に境界承認調停事件を申し立てた。その際に、阿久比町（以下「町」という。）は、弁護士を訴訟代理人と定め事件に関する委任契約を結び、52,500円をその

費用として支払った。

- 2 境界承認調停については、事件申立て以前に町が境界を確定しなかったことが原因であり、町が通常の対応をしていれば調停を申し立てる必要がなく、町も弁護士への委任費用を支出する必要がなかった。
- 3 上記の調停事件が不調となり、地権者の申請に基づく登記申請事件に係る名古屋法務局半田支局からの立会依頼にも応じない中、町は、町道5026号線の土地調査業務を発注し、その委託料315,877円を支払った。
- 4 町は、町道5026号線を測量しても地権者との立ち会いをせず、境界未確定の状態でも委託料として不要な町費を支出した。
- 5 これら上記のことにより、弁護士委託費用及び土地調査委託費用の合計368,377円は不要な支出とし、その支出をした責任者に対し損害賠償させるための措置を講ずるよう求める。

第4 監査の方法

請求書の事項について建設経済部長、建設環境課長及び担当職員から事情を聴取するとともに、関係書類の監査を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係

請求人の陳述及び関係職員事情聴取などから、次のとおりの事実が認められた。

- ① 境界承認調停事件について、当事者の主張が平行線で双方の歩み寄りがないまま、不調となった。
- ② 町は、土地調査委託業務による町道5026号線の測量結果を受領した。

2 監査委員の判断

- ① 境界承認調停事件申立て以前における町の対応について、立ち会いに応じなかったなど疑義が生じる部分もあるが、簡易裁判所における調停事件となった以上、法律の専門家である弁護士を町の代理人とし、その

費用を町が支出することが、町の不当な支出であり不合理であるとは、特段、認められない。

② 境界を確定すべく町が求め、主張を補完するため必要なものにとらえる町道5026号線の土地調査業務の発注については、境界承認調停事件において当事者双方の主張が違っていたこともあり、直ちに不必要な業務といえず、委託料の支出についても、不当な支出とまではいえるものではない。

③ 請求書にある「行政が通常に対応であれば全く不要な支出」は、請求人が主張するように通常に対応であれば何ら余分な支出をすることなく、境界確定業務は遂行されたものと思われ、何故に通常に対応ができなかったかについて、請求人及び町は真摯にとらえ猛省を促すものである。ただし、双方歩み寄りのないまま調停事件となった以上は、本件住民監査請求における弁護士費用・土地調査士費用については、町による不当な支出とまではいえないと考える。

3 結論

以上述べたとおり、本件住民監査請求に係る請求人の主張は、理由がないものと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。

4 監査委員の意見

監査結果は上記のとおりだが、町当局に次の意見を付するものとする。

地方自治法第2条第14項の規定に「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあるとおり、町として適切な事務の遂行に努め、公金の支出においても、不要な疑いを持たれないような執行に努めることを求める。